

# 「中間取りまとめ」におけるご検討事項について（１）情報提供義務/不告知型

事業者が提供すべき（＝不告知が許されない）情報の範囲については、明確かつ客観的に定められる必要があると考えます。

不利益事実の不告知（不告知型）において、仮に先行行為要件を削除する場合には、提供すべき情報の範囲が曖昧になってしまいます。その結果、お客さまに提供される情報量が多くなり、かえって消費者の理解を妨げてしまうことが懸念されます。

## あるべき姿

### 事業者の対応

商品・サービスの内容等に係る情報を、誤認を与えず、簡潔にわかりやすく提供することです。

### お客さまへの影響

商品・サービスの内容等に対する理解が向上します。

## 不告知型の先行行為要件を削除した場合

### 事業者の対応

先行行為要件の削除により重要事項に関するあらゆる不利益事実を告げることとなれば、情報量が大きく増加します。また、重要事項が「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」と抽象的に規定されているため、告知すべき不利益事実の範囲は曖昧になってしまいます。

義務の範囲が広がり、かつその外延が曖昧となれば、取消という重大な結果を回避するため、過度と思われるほどの情報をお客さまに提供せざるを得なくなることも想定されます。

### お客さまへの影響

理解できないほどの量の情報を受け取ることが懸念されます。

なお、改正保険業法では、提供すべき情報の範囲が、保険金の支払い条件、保険期間、保険金額など、**具体的に**定められています。

# 「中間取りまとめ」におけるご検討事項について（２）不当条項の種類の追加

公平かつ健全な保険制度を維持するために、実務上の必要性やモラルハザード（ ）防止といった合理的な理由から規定している約款の条項の一部が、形式的にはいわゆる「決定権限付与条項」に該当してしまうことが懸念されます。

（ ）保険金の不正取得を目的とした道徳的危険のこと

## 形式的にはいわゆる不当条項（決定権限付与条項）に該当してしまうことが懸念される事例

### 《レンタカー費用特約》

第1条（略）

第2条 [ 保険金をお支払いする場合 ]

当社は、次の または のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が修理等により使用できなくなった場合は、被保険者がレンタカー費用（ ）を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、被保険者にレンタカー費用保険金を支払います。

（略）

上記 以外の場合で、車両事故によりご契約のお車に損害が生じること。

（ ）レンタカー費用

ご契約のお車が修理等により使用できなくなったために、被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカー（注）を借り入れたことによって要した費用をいいます。

（注）道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条有償貸渡し）第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいい、**当社がその利用について承認した**ものに限り、以下この特約において同様とします。

## 不当条項として無効とした場合

### 事業者の対応

万が一、保険会社へ請求する場合のみ不当に高額な費用を設定し不正な請求をしてくる事業者がいた場合でも、保険会社は保険金としてその金額を支払わざるを得なくなります。

### お客さまへの影響

お客さまの保険料がこのような支払に使われることは適切ではなく、公平かつ健全な保険制度の運営に影響が及ぶことが懸念されます。

（ご参考）保険会社向けの総合的な監督指針（抄）

IV - 1 - 2 保障又は補償の内容 （1）～（3）略

（4）支払事由に比して**極端に高額な保険金が支払われるもの**や免責事由が極端に少ないもの、あるいは実損額を上回る保険金が支払われるものなどについては、射幸性が高いものとなっていたり、**モラルハザードが生じやすいもの**となっていないか、検討が十分に行われているか。

# 「中間取りまとめ」におけるご検討事項について（3）条項使用者不利の原則

明文で定める必要性がどれほど大きいかについて、これまで議論された事例を含めて、さらなる精査が必要であると考えます。

「通常の方法による解釈」という文言のみでは、当該原則が適用される条件を含めた解釈のプロセスが明確とはいえず、条項解釈の運用が不安定となることが懸念されます。

## 現状

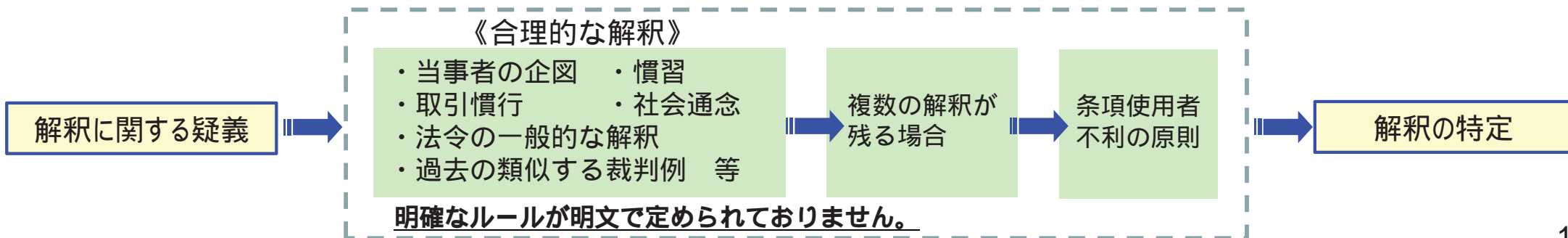
当事者が企図した目的、慣習及び取引慣行等を斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすることにより、ほとんどの場合には解釈が特定されています。

明文で定める必要性は薄いものと考えます。

## それでもなお条項使用者不利の原則を導入した場合

「通常の方法による解釈」のルールが明確かつ適切に規定されなければ、条項解釈の運用が不安定になることが懸念されます。  
導入にあたっては、「過去の裁判における判断枠組」を変える趣旨はないと思われませんが、「通常の方法による解釈」では、これまでと異なる判断枠組となる可能性があります。

「通常の方法による解釈」とした上での原則の導入には賛成いたしかねます。  
原則を導入するためには、解釈のプロセスを明確かつ適切に定める必要があると考えます。



### 3. 重要事項説明書改善案の検討

#### (4) 重要事項説明書改善案（プロトタイプ）

○上記3. (3)の方針に基づき重要事項説明書改善案（プロトタイプ）を作成した。

※作成に当たっては、はじめに自動車保険を作成した後、当該改善案を参考にして、火災保険・傷害保険・医療保険を作成した。

項目		現行 重要事項説明書		重要事項説明書改善案 (プロトタイプ)	備考
構成		「契約概要」「注意喚起情報」 ごとに説明		時系列に整理 (契約前・契約時・契約後)	○時系列にすることで重複記載を 排除
ページ数	自動車	16ページ	半減	8ページ	○OA3 1~2枚(両面)の分量に
	自動車以外	12ページ			
文字数	自動車	55,202 字	約1/4	12,652 字	○約1/4の文字量に削減
	火災	36,162 字		12,554 字	
	傷害	35,854 字		8,676 字	
	医療	41,393 字		9,033 字	
文字サイズ (本文)		8ポイント	拡大	9ポイント	○文字サイズを大きくすることに加え、 行間も読みやすい幅に修正
DRC測定 (全ページ平均)	自動車	20.98 %	基準クリア	15.40 %	○過半数が「読みたくない」と感じる 19%の基準はクリア
	火災	19.73 %		15.40 %	
	傷害	20.19 %		10.77 %	
	医療	25.48 %		11.05 %	
DRC測定 (最大値)	自動車	26.32 %	基準クリア	17.06 %	
	火災	22.54 %		16.80 %	
	傷害	24.12 %		15.14 %	
	医療	29.73 %		16.17 %	